

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 嵯峨 耆朗

1 日時

平成 24 年 1 月 11 日（水曜日）

午前 10 時 2 分開会、午前 11 時 10 分散会

2 場所

第 4 委員会室

3 出席委員

嵯峨耆朗委員長、小野共副委員長、佐々木順一委員、小田島峰雄委員、
佐々木朋和委員、柳村岩見委員、高橋孝眞委員、清水恭一委員

4 欠席委員

小野寺好委員

5 事務局職員

葛西担当書記、大山担当書記、内宮併任書記、宮澤併任書記

6 説明のため出席した者

県土整備部

若林県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、小野寺道路都市担当技監、
佐藤河川港湾担当技監、及川県土整備企画室企画課長、吉田建設技術振興課総括課長、
八重樫建設技術振興課技術企画指導課長、高橋道路建設課総括課長、
青柳道路環境課総括課長、松本河川課総括課長、及川河川課河川開発課長、
菊地砂防災課総括課長、渡邊都市計画課総括課長、小田嶋都市計画課まちづくり課長、
紺野下水環境課総括課長、大水建築住宅課総括課長、澤村建築住宅課建築指導課長、
西尾建築住宅課営繕課長、川村港湾課総括課長、木嶋空港課総括課長

7 一般傍聴者

1 名

8 会議に付した事件

(1) 請願陳情の審査

受理番号第 16 号 主要地方道紫波江繋線の自然保護地域内区間のルート変更を求
める請願

(2) 継続調査

ア 東日本大震災津波への対応等について

イ 東日本大震災津波に伴う大規模災害復旧事業の早期着工に向けた迅速な契約事務
と今後の取組みについて

9 議事の内容

○嵯峨耆朗委員長 おはようございます。ただいまから県土整備委員会を開会いたします。小野寺好委員は欠席とのことですので御了承願いたいと思います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第16号主要地方道紫波江繋線の自然保護地域内区間のルート変更を求める請願を議題といたします。その後、当局から説明することはございませんでしょうか。

○高橋道路建設課総括課長 12月定例会におきまして継続審査となりました主要地方道紫波江繋線の自然保護地域内区間のルート変更を求める請願に係る説明をいたしたいと思えます。

前回審査では、想定される迂回ルートといたしまして、平成2年に大槌紫波線道路整備連絡会議がまとめた薬師岳の南側を迂回するルートについて補足説明を行い、11月の現地調査とあわせまして、現道の状況並びに想定迂回ルートの概要につきまして御確認をいただいたところでございます。

今回は、早池峰地域に係る保護規制、自然保護・保全対策の推移について御説明申し上げたいと思います。A3判の横長の資料をごらんください。この資料は、年度ごとにどのような保護規制や保護・保全対策が実施されたかにつきまして、大まかにまとめたものでございます。

まず、保護規制に関してでございますけれども、表の中の一番上の部分でございます。昭和57年6月に早池峰国定公園の指定が行われております。昭和57年の国定公園の指定以前にも、自然環境保全地域や国指定の特別天然記念物の指定が行われております。また、国定公園の指定後につきましては、鳥獣保護区特別保護地区の指定が昭和63年11月、特別天然記念物の追加指定が平成2年12月、森林生態系保護地域の指定が平成5年8月に行われております。なお、平成2年の特別天然記念物の追加指定の際には、県道を含む薬師岳・小田越地域、約1,200ヘクタールが追加指定されております。

次に、保護・保全対策の経緯について御説明申し上げます。備考欄の平成9年度のところに星印がついていますが、ごらんいただきたいと思います。平成9年7月20日にバス、自家用車670台が集中いたしまして、自家用車が多数路上駐車したことによりまして、路線バスが登山口に到着できなくなるという事態が発生いたしました。こうしたことから、平成10年度には早池峰登山車両適正化検討会が設置されまして、早池峰登山車両の交通緩和対策の検討が行われ、夏季の通行規制やシャトルバスの運行がスタートしております。

平成12年度には環境生活部におきまして、早池峰地域における保全対策の基礎資料とするために、早池峰地域自然環境調査を実施し、報告書として取りまとめております。この報告書の中では、現在の県道そのものが自然環境に及ぼす影響について直接触れたものはありませんが、道路に沿って人里に見られる植物や帰化植物などが確認されたとの記載があ

ります。

また、今後の対策として、平成10年度から始まったマイカー規制の継続、高山植物の踏み荒らしや盗採を防ぐための監視体制の強化、登山マナーの徹底と協力を要請する具体的対応、環境教育の充実のこれら4項目について、検討する必要があるとまとめられています。

こうしたことを踏まえまして、平成14年3月には、早池峰地域の豊かな自然環境を将来に引き継ぐため、行政と民間機関が連携し、自然環境の保護と適正利用を目指した保全対策事業を推進することを目的に早池峰地域保全対策事業推進協議会が設置され、利用者のマナー向上対策、高山植物盗採防止対策、自動車利用適正化対策、移入種駆除対策等の検討、調整、対策が行われているところでございます。今年度も平成23年11月24日に、平成23年度保全対策実施結果を議題に協議会が開催されているところでございます。このように、早池峰地域の保護・保全対策につきましては、現在この早池峰地域保全対策事業推進協議会が中心に進められています。

次に、左下のほうのグラフでございすけれども、早池峰山の登山者とシャトルバスの利用者数の推移をあらわしたものでございます。平成の初めごろは3万人を超えていた登山者も現在は2万人前後で推移し、今年度は震災の影響もあったと思いますが、1万4,000人弱となっております。一時に比較し環境へ与える影響も小さくなっているものと推測されます。

最後に、早池峰地域に係るこれまでの請願ですが、これは資料の右下のほうに書いてございますけれども、今回の請願も含め、5件の請願が出されております。過去4件の請願につきましては、平成13年3月に県土整備部に出されました請願につきましては、途中で請願者から撤回の申し出がありまして、請願撤回となりました。平成15年9月、平成16年6月に県土整備部、環境生活部に出された請願につきましては、それぞれ附帯意見をつけて採択されております。また、昨年9月に県土整備部に出されました請願につきましては、震災の影響もあり、審議未了となっております。以上で説明を終わります。

○嵯峨耆朗委員長 ありがとうございます。本請願に対し、質疑、意見はございませんでしょうか。

この間、調査に行ってきた請願者にいろいろ聞いたのですけれども、どうも県道の整備に主眼があるのではなくて、環境保護に主眼があるのですよね。それこそ趣旨が迂回しているといった感じがしたのです。ですから、路線変更ではなくて、自然保護のために観光客は余り来るな、山に入るなという感じですよ。そういうところに趣旨があったような気がしているので、改めて請願者の趣旨を確認する必要があるのかなと思います。参加者に意見を聞かれた方はその辺についてどう思いましたか。そうではなく、書いてあるとおりだと言われればそれまでですけれども。

どうしたものかなと思っていましたけれども、特にないようでしたら、この請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○小野共委員 今回の議論を聞いておりまして、まだ結論を出す段階にはなく、結論を出すような十分な情報が集まってきているとは思えませんので、今回も継続審査ということでお願いいたします。

○嵯峨耆朗委員長 継続審査という御意見がありました、ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 ないようです。それでは、継続審査との意見がありましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって、県土整備部関係の請願陳情の審査を終わります。

次に、東日本大震災津波への対応等について調査を行います。調査の進め方についてであります、執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○及川企画課長 東日本大震災津波への対応等について、お手元に配付している資料により説明させていただきます。

1枚めくっていただき、目次をごらんいただきます。本日は、大項目といたしまして、公共土木施設の被害状況と復旧見通し、津波防災、岩手県東日本大震災津波復興計画に基づく主要な取り組みの進捗状況について資料を用意させていただきました。

1ページをごらんいただきます。災害査定状況につきましては、当部が所管する公共土木施設の災害査定については、5月30日に内陸部から開始し、12月23日までですべて終了しております。東日本大震災津波による県、市町村の災害査定対象箇所数は、合わせて2,049カ所、決定額で2,479億円余と過去最大に上っております。なお、沿岸2市1町の公園施設につきましては、がれきの仮置場に使用されていることなどから、今後査定を受けることになっております。

2ページをごらんいただきます。施設別の査定状況につきましては、3ページにかけて査定決定額が最も大きい箇所等を主な査定決定箇所として載せております。詳細の説明は割愛させていただきます。

4ページ目です。今後の復旧見通しですが、用地取得や権利補償等が伴う工事箇所につきましては、事務手続等にめどがついたところから順次工事を発注する予定です。

5ページにかけて工種別の大まかな工程表と平成23年度における発注見込み件数、金額を載せております。本復旧までの期間では、公園、港湾施設がおおむね2カ年、その他の工種につきましてはおおむね5カ年で完了を目指しております。

なお、参考1として、台風15号等震災以外の災害査定状況について載せておりますが、内陸部を中心に、県、市町村合わせて618件、50億円余の決定額となっております。

6 ページをお開き願います。参考 2 として、災害発生から復旧までのフローとして、災害発生、被害調査、災害査定等々の各ステップと関連事項について付記しております。現在災害査定に一定のめどがついたところではありますが、今後は大規模工事の実施設計、工事発注等に速やかに移行するため取り組んでいるところです。

7 ページ目です。津波防災について説明させていただきます。県では、被害状況等の詳細な調査や技術的根拠等、専門的な知見に基づき、津波対策の方向性等を検討するため、昨年 4 月 22 日の第 1 回岩手県津波防災技術専門委員会から数えてこれまで 7 回開催してきたところです。この間、津波対策としてのハード整備の目標とする、各地域海岸の海岸堤防高さにつきましては、市町村との調整等を図りながら、昨年 10 月 20 日までに順次公表したところです。

8 ページ目をお開き願います。津波対策におけるソフト施策や、市町村のまちづくり計画等の参考にしてもらうため、県ではハード整備後における最大クラスの津波による浸水シミュレーションを行い、市町村にデータを提供するとともに、昨年 12 月 16 日には一般に公表したところです。今後は、最大クラスの津波発生時における避難について、まちづくりとソフト対策の観点から検討を進めていく予定です。

9 ページ目です。今後整備を進めていく海岸堤防の高さは、従前の施設の倍以上となる箇所も多く、またその延長も数十キロに及ぶことから、堤防から受ける圧迫感などによる景観への影響や、堤防建設に伴う自然環境への影響に配慮していく必要があることから、昨年 11 月 17 日に、岩手県河川・海岸構造物の復旧等における環境・景観検討委員会を設置し、これまで 2 回開催し検討を進めてきたところです。今後はモデル 4 地区における検討等をさらに進め、年度内に成果を取りまとめる予定です。

10 ページをお開き願います。国では、津波による災害から国民の生命、財産等の保護を図ることを目的として、昨年 12 月に津波防災地域づくりに関する法律を制定しております。津波防災の基本的な方向につきましては、ハードとソフトの柔軟な組み合わせによる多重防御の考え方により、国や県、市町村の連携、協力により、まちづくりや避難計画、津波防護施設の整備等に関して必要な事項が定められたところです。

県では、平成 23 年度内に国から示される予定である津波浸水想定の設定等に必要な調査結果を踏まえ、平成 24 年度中に津波浸水想定の設定を行い、いわゆる浸水区域と浸水深でございしますが、市町村に提供する予定です。

11 ページをお開き願います。参考として、津波防災地域づくりのイメージ図を載せております。今後は、この法律に基づき、国や市町村との連携、協力を一層強めながら、津波防災対策を総合的に推進してまいります。

12 ページをお開き願います。岩手県東日本大震災津波復興計画に基づく主要な取り組み 3 項目の進捗状況について説明させていただきます。初めに住宅再建・確保対策ですが、県では昨年 10 月 5 日に岩手県住宅復興の基本方針を策定し、この間応急仮設住宅から恒久的住宅への移行を進めるため、災害復興公営住宅の整備と住宅再建等への支援に取り組んで

きたところですが。

13 ページです。災害復興公営住宅の整備につきましては、県と市町村が適切に役割分担をして進めていくことが県の基本的な考え方であり、役割分担のイメージにありますとおり、市町村を支援するため、県が建設を担当し、管理を市町村に移管する方法についても現在検討しているところです。

進捗状況ですが、釜石市の平田、野田の2地区に約160戸分を建設するための設計業務について入札公告をしております。引き続き1月中には大槌町吉里吉里地区の設計業務の公告を行う予定であります。今後の対応としては、災害復興公営住宅の整備を推進するためには、建設用地の確保が不可欠なことから、現在、広く一般にも建設用地に関する情報提供を求めているところです。

14 ページをお開き願います。県では持ち家再建を支援するため、独自の支援制度として生活再建住宅支援事業を創設し、二重ローン対策、被災住宅の補修や改修、被災宅地の復旧について補助することとしたところです。今後の対応につきましては、引き続き被災者のニーズ把握に努め、必要と認められる場合は追加の支援策についても検討してまいります。

15 ページです。県では、三陸沿岸地域の復興と安全・安心を確保するため、災害時等における確実な緊急輸送・搬送や代替機能を確保するとともに、水産業等の復興を支援する災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を目指しております。このネットワークは、復興道路、復興支援道路、復興関連道路で形成され、復興道路につきましては、国の平成23年度第3次補正において、県が要望していたすべての区間が新規事業化され、約607億円配分されたところです。加えて、平成24年度政府予算案におきましても、約1,088億円が措置されたほか、南三陸国道事務所の新設も盛り込まれたところです。

16 ページをお開き願います。今後の対応ですが、復興道路につきましては、復興道路整備促進連絡調整会議の場や用地取得業務の受託などを通じて、円滑な事業実施環境の構築を支援してまいります。また、復興支援、復興関連道路につきましては、震災前から事業を実施している箇所の整備を推進するとともに、新規事業箇所につきましては、従来どおり、公共事業評価制度に基づき、優先度の高い箇所から事業を進めてまいります。

18 ページをお開き願います。最後に、湾口防波堤等の復旧、整備ですが、重要港湾の復旧、復興につきましては、重要港湾ごとに港湾復興会議を開催し、昨年8月に方針を取りまとめたところです。

19 ページですが、釜石港及び大船渡港につきましては、国においておおむね5年以内に被災した湾口防波堤の復旧を目指しており、久慈港につきましても、被災箇所の復旧とあわせて、早期完成に向けて整備を進めていく方針であります。県といたしましても、各港の復旧、復興方針に基づき、本格的な港湾機能の回復に向けて災害復旧工事に鋭意取り組んでまいります。以上で説明を終わります。

○嵯峨壱朗委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑、意見等はございませんでしょうか。

○小田島峰雄委員 説明ありがとうございました。平成23年度、既に343件、52億円ほどが発注されて、今年度内に511件、120億円ほど予定されているようでありますけれども、入札の執行状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

業者によって事業の厳しい取捨選択が行われている、つまり入札を執行しても応札者がなかったというケースも見られるというお話も聞いております。ただ、一方では、内陸の業者は、なかなか沿岸のほうの事業に参入できないと申しますか、適切かどうかわかりませんが、沿岸の皆さんによって事業の囲い込みのようなことをやっているなんていう話もあるのでありますけれども、今の状況についてお尋ねしたいと思います。そしてまた、入札を執行した際の応札の状況等についてもあわせてお答えをいただければというふうに思います。

○吉田建設技術振興課総括課長 復旧、復興工事に係る入札の状況でございますが、昨年3・4半期のころから、特に内陸の県南部におきまして、それから台風15号関連の復旧工事が若干出てきております。特徴的なのは、金額が大きなものは余り出ておらないということがございます。特に1,000万円を下回るような小規模な工事については、入札参加者不在ということによる取りやめが若干発生しております。これにつきましては、土木C級の業者たちがある程度いろいろな市町村の復旧工事等をかかえておまして、余り低額の工事については参加していただけないという状況が出ていますと承知しております。これにつきましては、12月末ですが、合冊による工事予定額の増加に伴って、より受注していただけるような形での取り組みをまず行っております。

それから、沿岸部の工事につきましては、大規模な工事についてはまだ出ておらないわけですし、やはり土木C級につきましては、もともとが地元の方々を対象とする入札になっていまして、これも若干の不調が発生しているということですが、これにつきましても今後入札のロットを拡大するですとか、適正な工期を設定するですとか、受注環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○小田島峰雄委員 ありがとうございます。少額な工事等については、そういった事例が見られるというお話でございます。これから発注が本格化してまいりますと、相当の件数、相当のボリュームで発注されるだろうと思います。申し上げたいのは、オール岩手で、全体できちんと適正な発注がなされ、そして適正な復旧が行われていくことが一番望ましいと考えるものでありますので、より一層、受注しやすいような環境づくりというのは心がけていただきたいものだというふうに思います。

今お話がありましたとおり、比較的小さな会社にあつては、技術者の数でありますとか、作業員の数であるとか、限定されるわけでありまして、なかなか簡単にはいかないと思いますけれども、それよりも全県でみんな協力し合って、一日も早く復興がなされるような入札形態を考えていただきたいと御要望を申し上げまして終わります。

○嵯峨壱朗委員長 参考までに、合冊の読み方はガッサツでいいのですか。それから、その中身を説明してもらいたいと思います。

○吉田建設技術振興課総括課長 災害復旧工事につきましては、箇所ごとに基本的にその設計書をつくりまして発注するという形になります。ただ、それが300万円、400万円という小規模な工事になりますので、その現場に1人の技術者を張りつけるということになりますと、小田島委員がおっしゃったように、技術者が不足しておるといった状況が懸念されます。それから、受注者におきましても余り魅力を感じられない。できれば高額の仕事を取りたいという希望があるように感じております。

そうした中で、例えばC級の業者ですと、300万円、400万円という仕事を近隣の工事、余り離れていない工事につきましては、何本かまとめて一体として発注すると。それによりますと、幾つかの箇所について1人の技術者を配置するだけで済むというメリットもございますし、それからある程度の工期の仕事が確保できるということがございますので、そういった意味で工事箇所の合冊によるロット拡大ということを進めてまいりたいと考えております。

また、発注者であります私どもにつきましても、契約が何本か一遍にできるというメリットもございますので、基本的にはそういった方法でいろいろ検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○嵯峨壱朗委員長 読み方はガッサツでいいということですね。

合冊はいいことだと思うのですが、金額が小さいという話もあるので、その辺についての見通しや考えはあるのですか。

○吉田建設技術振興課総括課長 金額につきましては、被災した箇所によりまして、ある意味おのずから決まってしまうものですから、それごとに仕事を発注しようということになると件数もふえますし、それから、どうしても多くの業者さんに参加してもらおうということになりますので、今後どんどん仕事がふえてまいりまして、いろいろな部分で手が回らなくなるということがありますので、受注者につきましても、発注者である我々にとりましても、箇所をまとめるということはやはり重要になると思います。

○小田島峰雄委員 済みません、追加でお尋ねします。先ほど応札者がなかったというケースもあったということなのですが、例えば応札者がなくて入札そのものを取りやめたというケースは何件ぐらいあるのですか。また、あわせて参加が1社だけの場合には、落札すればそのまま契約するという取り扱いになっているのかお尋ねします。

○吉田建設技術振興課総括課長 手元にあります資料ですが、平成23年度の県営建設工事の入札取りやめ件数でございますが、4月から11月までで75件、これは工事全体の7%ぐらいです。4月から6月くらいは本来こういう取りやめは余りなかったのですが、12月は11%、1月は15%と若干ふえてきております。従来は1社しか参加申し込みがない場合については、その時点でもう取りやめをしていたのですが、11月時点からはやめまして、1社でも申し込みがあった場合については入札を執行することとしております。ただ、1社しか参加申し込みがないというのは、御本人たちにはわからないので、結果として1社の方

が入札して、それで予定価格の範囲内であれば契約するという形になっています。

○嵯峨耆朗委員長 ほかにございませんでしょうか。

確認ですけれども、去年の暮れに県土整備部でマスコミに国の直轄事業の計画を公表していますね。確定する前でしたけれども、あのようなものは、我々には提供されないものなのではないでしょうか。マスコミに提供しているということは、我々にも提供されてもいいような気がするのですが、そういった疑問がありました。恐らく大体のところ、確定したという部分があると思うのです。それは、どうなのでしょう。

○若林県土整備部長 今委員長からお話いただきました。実は、復興道路の関係で、現在約500メートルぐらいの幅でこの辺を通りますというルートをお示したところであり、この資料については公表されていますので、各委員に配付することは何も問題はございませんので、追って配付したいと思っております。

なお、現在は、南のほうは中心線の測量を既に行っておりまして、測量の立ち入り等についての説明会も開催をしております。今後、北のほうについて、住民の説明会を開催すると聞いております。以上でございます。

○嵯峨耆朗委員長 復興道路の関係もそうでしたけれども、報道関係者に配付した資料を見ると、港湾も入っているし、河川も全部入っている資料がありますよね。ですから、あのような資料は、私の考えからすると、マスコミに公表するという事は悪いことではないでしょうけれども、だとすれば我々にも公表してもいいのかなという気がしているのです。

○若林県土整備部長 内容まではないのですが、平成24年度の直轄事業の事業費について、すごく幅を持って示されております。これは直轄負担金について、県予算としてある程度見込んでおかなければならないという状況からそういうものを国から提示を受けておりまして、それについても委員のほうに配付をしたいと思っております。

○嵯峨耆朗委員長 私はコピーを持っているのですが、実際にどうかと思ったのです。姿勢としてはよくあることで、報道関係者に公表してもいいことですが、やはり議会への情報提供もぜひ考慮していただきたいと思っております。

それと、もう一点、港湾や漁港関係が多いのかもしれませんが、いざ工事にかかる前に、海の下ですからよく見えないわけで、再調査しろと言われて調査して、実際の査定と随分違ったりする面も出ているという話があります。実際事故もあるので、調査費ももちろん見積価格には入っていないけれども、調査しなければだめなわけですよね。そういった事例を聞いたのですが、どうなのでしょう。

○川村港湾課総括課長 今のところそういうお話は聞いておりません。今後工事していてそういうことがあれば、国のほうに変更につきまして協議して、適切な対応をしていきたいと考えております。

○嵯峨耆朗委員長 では、むしろ漁港関連のほうなのですね。わかりました。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 ほかになれば、これをもって東日本大震災津波への対応等について調査を終了したいと思います。

次に、東日本大震災津波に伴う大規模災害復旧事業の早期着工に向けた迅速な契約事務と今後の取り組みについて調査を行います。

調査の進め方についてであります。先ほどと同様に、執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局からの説明を求めます。

○及川企画課長 昨年12月9日、本委員会において、東日本大震災津波に伴う大規模災害復旧事業の早期着工に向けた迅速な契約事務と今後の取り組みについて説明をさせていただきましたが、本日はさきにお示しした考えられる対応策のメリット・デメリットについて、最後についておりますけれども、A3判の資料4を中心に御説明させていただきます。

なお、本調査事項につきましては、総務委員会でも調査され、農林水産委員会ではこの際に報告される予定となっていることから、あらかじめ関係部と調整の上、前回の資料を若干修正しております。その変更点も含めて、改めて1ページから簡単に御説明させていただきます。

1ページをお開き願います。現状ですが、予定価格5億円以上の工事請負契約が議会の議決を要する根拠について挙げております。(1)では、これまでの議決案件の実績が年平均4件前後であること、(2)では、現在行われている定例会の冒頭提案では、定例会招集日から逆算して約4カ月前には入札手続を開始する必要があることについて触れたところで

す。

2ページをお開き願います。入札契約の手続について、昨年行われた工事をもとにフローでもって流れをつくっておりますけれども、これにつきましては後ほど4ページの資料とあわせて説明させていただきます。

3ページ目です。課題といたしましては、(1)で災害復旧工事の早期発注、契約、着工、完成が復旧、復興の大命題であります。災害復旧工事には完了の期限があること。(2)では、5億円以上の工事がかつて経験したことのない規模と件数が見込まれており、今後少なくとも三、四年は続く見通しであること。(3)では、入札契約の手続の一層の迅速化、効率化による期間の短縮と発注時期の平準化が求められていることについて触れております。

それでは、4ページと2ページを見比べながら、考えられる対応策のメリット・デメリットについて御説明させていただきます。まず、4ページですが、ここでは考えられる対応策のメリット・デメリットを表に整理しております。検討の視点といたしましては、運用面と制度面の二つに大きく区分しておりますが、いずれの場合であっても、入札手続期間の短縮と議会提案回数増につきましては必須の取り組みと認識しているところで

す。

個別の対応の説明に入る前に、2ページの先ほど申しました現在の入札契約手続の流れを参照しながら、入札手続に要する期間の短縮について、現在検討している事項について御

説明させていただきます。

入札契約の手続の流れですけれども、まず左側から始まります。工事所管課が発注設計書を作成し、工事の施工伺を入札担当に合議するところから始まります。これを受けて入札担当では、公告要件の検討を行い、入札審議会において要件を設定後、公告を行います。この間、この例では19日を要しておりますが、現在要件設定方法の見直しにより7日間ほど短縮できないか検討しているところです。あわせて、開札から落札決定までの資格審査等に要する期間——本県では35日を要しておりますが。につきましても、低入札調査の見直し等により30日間ほどですけれども短縮できないか検討をしております。

次に、仮契約締結から本契約に移行するまでには、契約議案の提案と議決の手続が必要となりますが、この例では、この間49日を要しております。契約手続の迅速化の観点から、議会提案回数をふやすことについても検討する必要があると考えております。具体的には、現在の定例会冒頭提案を予定したスケジュール以外に、中日、最終日の提案など、選択肢をふやすことにより発注を計画的に平準化できないか、さらには提案日の即日議決についても検討できないかというものでございます。

それでは、4ページを中心に御説明申し上げます。これらの運用面での対応策によるメリットとしては、まず現在と同様に議会の関与が確保されます。二つ目として、所要日数の短縮や議決機会の増加が可能となることなどが挙げられます。一方、デメリットとしては、先ほど申しましたけれども、議会の議決までは、落札決定から契約締結——49日間かかっております。及び工事着工が議会の議決までは保留されるということでございます。それから、年4回の定例会に合わせて入札手続等の日程が組まれるため、発注が特定時期に集中することなどが挙げられます。

次に、制度面の視点からそれぞれの対応策について簡単に御説明させていただきます。まず初めに、専決処分ですが、専決処分には臨時専決と委任専決の二通りの方法があります。臨時専決のメリットでございますが、議会開会時に限らず契約締結が可能である点。工事発注について計画的に平準化することが可能であること。また、次回の議会に報告し、承認の手続を経ることにより議会の関与を一定程度確保できることなどが挙げられます。デメリットとしては、事後承認となることから、議会の事前関与が限定されることや、さきに運用面で示した課題が依然として残ります。

次に、委任専決であります。あらかじめ議会の権限に属する軽易な事項として議決により指定されたものにつきましては、議会への事後報告が認められるものであります。ちなみに県土整備部関係では、落石や穴ぼこ等の道路管理瑕疵による損害賠償請求事件のうち、500万円以下の和解につきましては、指定案件として委任専決の扱いになっております。このメリットとしては、委任された事項に限れば、臨時専決と同様の効果が期待できること。一方、委任事項の範囲は軽易な事項に限定されており、また委任事項以外についてはもとの課題が解消されません。

次に、臨時議会による対応についてでございますが、専決処分に比べて多少限定されます

が、契約締結が可能となる時期が増加するなどのメリットはありますが、臨時議会開催の時期及び頻度にはおのずと限界があります。

最後に、基準金額の引き上げ、議決の対象外とする、いわゆる県条例の改正による対応につきましては、いずれの場合でも臨時専決と同様の効果が期待できる、もしくは一部効果が上がるというメリットはあるものの、そもそも基準金額の合理的設定が困難であること。それから、工事請負契約の締結に対する議会の関与を大幅に限定することなどのデメリットがございます。

以上のとおり、考えられる対応策について御説明させていただきましたが、県といたしましては、多額の工事または製造の請負など地方公共団体の重要な経済行為につきましては慎重に対応するため、議会の議決が必要との考え方を十分踏まえた上で関係部局間の連携を一層強め、全庁での計画的な対応に努めるとともに、議会に対しましてもさらに連携を密にして、速やかな工事の執行を図ってまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○嵯峨耆朗委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑、意見等はございませんでしょうか。

○小田島峰雄委員 ありがとうございます。お尋ねします。今説明がありましたとおり、公告から入札執行、議決まで非常に時間がかかり過ぎる。今は平常時ではなくて非常時であるという観点から申し上げますと、これから膨大な発注が控えていることからすると、何らかの形で改善していかないと、極めてまずいと思います。

そこで、いろいろ御説明がありましたけれども、他の被災県、例えば宮城県でありますとか、福島県の事例等はどうなっているか、わかっていたらお答えを願いたいと思います。それから国においては、例えば法改正など、こういった事態に何か検討している事項があるかどうか、国の動向等もあわせてお答えをいただきたいと思います。

○吉田建設技術振興課総括課長 他の被災県、まず宮城県でございますが、宮城県におきましては、この議会案件についての検討はまだ特になされていないと聞いております。それから、福島県におきましては、既に3件ほど専決により契約をした案件があると聞いております。

国におきましては、基本的にこの制度そのものが県の執行部と議会との間で決められるものという認識であると承知しておりまして、特にこれについての対応はされていないと考えております。

○小田島峰雄委員 福島県の事例では、専決が3件というお話でございました。現行法の中で対応可能ということになりますと、やはり臨時専決でございますか。ここに懸念される事項としてありますように、何でもかんでも専決にしてしまうと、議会がノータッチと、関与できなくなるという批判はあろうかと思っておりますけれども、現行法の範囲内のできるものとするれば、これもやむを得ないのではないかというような気もいたします。

どの程度やっていいかということになると、それも議論の余地はあるのだらうと思いま

す。可能かどうかわかりませんが、例えばあらかじめ議会に趣旨説明などを行って、こういうものについては専決で対応させていただくというような方法についてはいかがかなという感じがいたします。

あとは、条例改正の方法もあるのだろうと思いますけれども、ここにございますとおり、根拠みたいなものは説明しにくいだろうと思います。そうすれば、やはり専決で対応するしかないのかなという感じがいたしますが、何か御所見があればお願いをしたいと思います。○若林県土整備部長 ただいま小田島委員からお話がありました。我々としては、まず現行制度上でとにかくやれることはやりたい、やることはとにかく努力をしたいと思います。これから各委員会がやっと今回情報を共有して、これから課題はこうだという形で、きょうで大体それが同じテーブルに着くという状況でありますので、今後さらに関係部局で連携をしながら、県としてどういう形がいいのか、議会の関与もきちんと位置づけた中で、議会側とも調整を進めていきたいと考えております。

○小田島峰雄委員 去年の発災後、何回か臨時会が招集されましたけれども、堂々と現行法の中でやっていくとなれば、臨時議会なのだろうというふうに思います。いずれにしても申し上げたいことは、こういった手続に不要な日数を費やして復興がおくれるということのないようにひとつお考えをいただければというふうに思います。終わります。

○柳村岩見委員 一定期間、何らかの改善というか、方法論をとらざるを得ないということについてはそのとおりだと思います。さて、一体どの範囲で改善をするかということが、小田島委員の話の中にもありました。今までに岩手県の県工事において議会の請負契約に関する議案となって落札者が契約者にならなかったというケースが私の記憶ではあったと思います。落札者にはなり、仮契約をして、そして請負契約者として議会の議案として承認を得るということになったときに、実はそうはなかったというケースがあったような気がします。ここ10年か何ぼという話でなく、結構長く。要するに、議会の目を通っている。何らかの疑念があって、そこに契約をさせないという議会の意思が働くという目があったということなのです。その担保ということが今とられているわけですが、要はここに書いているとおり、契約は長の予算執行権だということですから、それによって契約を結ばせていこうというわけですね。だから、そこに議会が介在するという要素があってそうになっているということですから、どのくらい改善をするか。一定の期間、どれだけどうするかということなのですが、私は臨時議会とか、あるいは議会開催冒頭、あるいは最終日というふうな形の中で、やっぱり議会の目を通る。大型工事がどんどん出てきて、この入札は適正に行われたのかというふうなものがある場合において出かねない。その芽を議会の目で見るということが大事だという感じがしているのだけれども、答弁は短くて結構ですから。○若林県土整備部長 一方で、やはりどうしても改善するべき点がある。それは、とにかく復旧、復興を一刻も急ぐのだと、とにかくその工事を早く進めるのだ。それはみんなが持っている思いだと思います。

一方で、その入札関係の手続について、やはり議会がある程度関与しながらチェックをし

ていくという現行制度になっていますので、それも必要である。さてそうすると、そこをどのように調整するか、そこが今の最大の課題だと思っておりますので、今後その具体的な提案も含めて、いろいろな形で議会の皆さんと調整をしていきたいと考えています。

○佐々木順一委員 いろいろ御説明いただきましたが、最終的な目標は復旧、復興でありますから、ダメージを受けた防潮堤なり構造物を一刻も早く完成させる。これが議会の願いでもあるし、皆さん方の願いでもあるし、それから被災民の希望でもあります。そのためには本当は白紙委任が一番いいのですが、それをやってしまっただけでは議会は一体何をやっているのかということになると思いますので、そこはやはり双方知恵を出していかなければならないと思います。

先ほど、概要説明の際に入札等々の落札まで、日数の短縮の事例がありましたが、執行部の方でももう少し具体的に法令規則に照らし合わせて、まだまだここまで短縮できるのだと、そういう具体案がもっと必要ではないかなと思います。一方において、県土整備委員会、総務委員会、農林水産委員会もあるだろうし、もしかしたら病院関係で環境福祉委員会もあるわけです。これは議会全体の問題になってきているわけですし、最終的に本会議で48人の議員が大規模公共事業議案に賛否を表明しなければいけないわけであり、そこは我々の仕事でありますので、それまで委任というわけにはやはりいかないと思うわけです。

ついでに、ただ議会も今の非常時の状況にかんがみて、どこまで譲歩と言ったら悪いのですが、規制を緩めることができるのか、これはまた議会全体で議論していかなければならないと思いますので、県土整備委員会のマターというよりも議会全体のマターとなってくると思いますので、この辺はどうしたらいいのでしょうかね、委員長。いろいろな方向性に働きかけて、最終的には議長を中心に、議会全体のどこかの委員会を中心にもっと我々も知恵を出していく必要があるのかなと思っております。これは私の所見でありますけれども、何かあればどうぞ。

○若林県土整備部長 佐々木委員のほうから今お話があったとおりで我々も考えております。議会の皆さんと執行部側と知恵を絞って、被災民にとってどういう体制・制度が最もいいのかを、今後調整していきたいと思います。

一点つけ加えますけれども、いろいろあって、入札だけではなくて、実は変更契約についても議会の承認が必要な部分がございます。例えば5億円でスタートすると、2割以上ふえた場合は議会の変更契約の承認を得なければならないというところがあります。今回は、極めて箇所数も多いですし、詳細な調査まで至らないで発注せざるを得ないというところがあります。その辺のこともありますので、いろいろな具体の部分の皆さんと御相談を申し上げていきたいと思います。

○高橋孝眞委員 今お話しされているとおりでと思いますけれども、このデメリットの中で、議会開催の時期及び頻度に限界がありますとなっていますが、この部分について、どういうふうに限界があるのかについて教えていただきたいと思います。

○及川企画課長 具体的にどのような限界があるのかというお話でしたけれども、工事案

件だけで必要な都度臨時議会を開くということ、その回数や招集も含めて、従来、今回の東日本大震災では4月とか前半でかなり臨時議会が開催されています。今まではそういった例が余り通常ではなかったということで、具体的にその法的なものなども含めて、先例も含めて、その限界がどこになるのかという話になれば、ちょっと今お答えする材料はありません。

○高橋孝眞委員 十分検討したから課題でしょうねと思ったのですけれども、いずれにしろこういう状態だから、前にも何回も開催しましたというのであれば、本年度も十分開催してよろしいのではないかと思いますし、逆に言うと、どのように、いつの時点でということであれば、もうあらかじめこの時点で臨時議会を開きますというように設定をしておいて進めれば、よろしいのではないかと思うのですけれども。

○若林県土整備部長 今年度は、とにかく予算を確保しないといけないということで、1回は専決で、とにかく緊急的な部分はやったわけですが、4月と8月はとにかく予算という大きな部分で、全体の予算をどうするのだという部分もあって、追加予算という形で皆さんに臨時議会の招集をお願いしたというところではありますが、その際にも日程調整についてかなり苦労したと伺っております。

今回については、この契約案件だけで臨時会を開くのかという一方での話もございませぬので、そういう点からして、頻度も含めて、おのずと限界があるだろうという一般的な考え方で、こういう記述にさせていただいたということでございます。

○高橋孝眞委員 復旧、復興を急がなければいけないと片方で言いながら、臨時議会を開くのを遠慮する必要はないのではないかという意味でお話をしたところでありますので、お願いしたいと思います。

○嵯峨耆朗委員長 今後の課題を議会で考えるのかということですが、ほかに何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 確認してもいいですか。

議決案件を減らす方法はいろいろあると思うのですけれども、これに書いてある以外でも例えば工区を分けるとか、切るとか、議決の対象外とする方法がありますよね。件数はふえるけども、金額の問題はあるが、対象になりませんので、減っていきますよね。こういうことも対象に入れてもらえればなと思っていました。

○若林県土整備部長 そういう手法もないわけではないとは思いますが、基本的には意図的に工区を分けて出すという議会の関与を避けるというのは、実は従来は、余り好ましくはないと我々も判断して対応してきたところであります。件数がふえると、今度はまた技術者の確保の点で、執行面で、工事業者の面で非常に技術者の要件からして滞るということも一方でありますので、そこについては十分な検討を加えながら進めたいとは思いますが、基本的にはA級、B級、C級とありますが、そこにある程度意を配りながら、いろいろな形で対応せざるを得ないのではないかと考えておるところでございます。

○嵯峨耆朗委員長 ぜひ視野に入れて御検討いただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 ないようでありますので、東日本大震災津波に伴う大規模災害復旧事業の早期着工に向けた迅速な契約事務と今後の取組みについてであります。これについては先ほど佐々木順一委員のほうから議会の委員会としても総務委員会、県土整備委員会、農林水産委員会と、実際の議会の運営上にかかるということで、何か委員会とは別のという話がありますけれども、この点についてどう考えたらいいでしょうか。

○佐々木順一委員 副議長もいるので、正副議長で相談して、議会全体のものになるのだから、県土整備委員会以上の問題だから、ルールをどう決めるというところまでいくわけだから、委員長に御一任します。

○柳村岩見委員 委員長に任せる。

○嵯峨耆朗委員長 それでは議長、副議長、そして代表者会議のほうに御相談して議会の方向性を決定していきたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 その方向で検討させていただきたいと思えます。

それでは、これについては今の部分も含めてこれで終了というわけにはいかないと思えますので、継続的に調査をしていきたいと思えますので御了承願いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 それでは当職に御一任いただいて対応していきたいと思えますのでよろしくお願いたします。それではこれをもって東日本大震災津波に伴う大規模災害復旧事業の早期着工に向けた迅速な契約事務と今後の取組みについての調査を終了したいと思います。ありがとうございました。

この際、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 では、ほかにないようでありますので、これをもって本日の審査及び調査を終わらせていただきたいと思います。本日は大変ありがとうございます。

なお、委員の皆様への連絡事項がございますが、当委員会の県内調査につきましては、さきに通知いたしましたとおり、1月18日に実施いたしたいと思っております。御参加のほどよろしくお願いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。大変どうもありがとうございました。